【参考資料１　県・市の取組について】

第１　緑地保全及び緑化推進

都市の緑地保全や緑化推進は長期的ビジョンを持って、計画的に進めていく必要があります。

県では、都市づくりの施策を進める上での総合的な指針として「千葉県都市整備基本方針」を策定し、都市においては、ヒートアイランド現象などに対処し、良好な都市環境をつくるために、計画的に緑地やビオトープの確保、創出を図るとともに、建物の屋上緑化を進めることとしています。

また、県では、当該基本方針に沿って、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で、今後 10 年間の都市計画の基本的な方向を示す「都市計画区域マスタープラン」を策定しています。

「都市計画区域マスタープラン」では、自然的環境の整備または保全に関する都市計画決定の方針として、緑地の確保目標量や配置の方針などを定めています。

優先対策地域の策定状況は表１のとおりです。

表１　都市計画区域マスタープラン策定状況（平成２５年２月末現在）

	対象区域	策定・変更年月		対象区域	策定・変更年月
1	野田市全域	平成 19 年 3 月	12	印西市・白井市の全域	平成 19 年 3 月
2	流山市全域	平成 19 年 2 月	13	成田市の一部、栄町・富里市の全域	平成 19 年 2 月
3	松戸市全域	平成 19 年 3 月	14	佐倉市酒々井町の全域	平成 19 年 2 月
4	柏市全域	平成 22 年 12 月	15	四街道市全域	平成 19 年 3 月
5	我孫子市全域	平成 19 年 2 月	16	千葉市全域	平成 19 年 3 月
6	鎌ケ谷市全域	平成 19 年 2 月	17	市原市の一部	平成 19 年 3 月
7	浦安市全域	平成 19 年 2 月	18	袖ケ浦市全域	平成 19 年 2 月
8	市川市全域	平成 19 年 2 月	19	木更津市全域、君津市の一部	平成 19 年 2 月
9	船橋市全域	平成 19 年 2 月	20	君津市の一部	平成 19 年 2 月
10	習志野市全域	平成 19 年 3 月	21	富津市の一部	平成 19 年 3 月
11	八千代市全域	平成 19 年 3 月			

市町村では、都市計画区域マスタープランに即し、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定める市町村マスタープランを策定するとともに、緑地保全や緑化推進に関し、「緑の基本計画」を策定し、総合的、計画的に推進を図っています。

優先対策地域の市町における策定状況は表２のとおりです。

表２　市町村マスタープラン及び緑の基本計画策定状況（平成２４年５月現在）

		市町村マスタープラン		緑の基本計画	
		名称	策定・変更年月	名称	策定・変更年月
1	千葉市	千葉市都市計画マスタープラン	平成16年6月	千葉市緑と水辺のまちづくりプラン	平成24年3月
2	市川市	市川市都市計画マスタープラン	平成16年3月	市川市みどりの基本計画	平成16年3月
3	船橋市	船橋市都市計画マスタープラン改定版	平成24年3月	船橋市緑の基本計画改訂版	平成19年10月
4	木更津市	木更津市都市計画マスタープラン	平成20年3月	木更津市みどりの基本計画	平成24年4月
5	松戸市	松戸市都市計画マスタープラン	平成11年6月	松戸市緑の基本計画	平成21年3月
6	野田市	野田市都市計画マスタープラン	平成21年12月	関宿町緑の基本計画	平成13年4月
7	成田市	成田市都市計画マスタープラン	平成20年12月	成田市緑の基本計画	平成22年3月
8	佐倉市	佐倉市都市マスタープラン	平成23年3月	－	－
9	習志野市	習志野市都市マスタープラン	平成13年12月	習志野市緑の基本計画	平成19年3月
10	柏市	柏市都市計画マスタープラン	平成21年6月	柏市緑の基本計画	平成21年6月
11	市原市	市原市都市計画マスタープラン	平成20年3月	市原市緑の基本計画	平成21年3月
12	流山市	流山市都市計画マスタープラン	平成17年2月	流山市緑の基本計画	平成18年3月
13	八千代市	八千代市都市マスタープラン	平成14年3月	八千代市緑の基本計画	平成15年3月
14	我孫子市	我孫子市都市計画マスタープラン	平成24年5月	我孫子市緑の基本計画	平成11年6月
15	鎌ケ谷市	鎌ケ谷市都市計画マスタープラン	平成15年2月	鎌ケ谷市緑の基本計画	平成15年2月
16	君津市	君津市都市計画マスタープラン	平成14年12月	君津市緑の基本計画	平成15年3月
17	富津市	富津市都市計画マスタープラン	平成10年3月	富津市緑の基本計画	平成10年8月
18	浦安市	浦安市都市計画マスタープラン	平成15年3月	浦安市緑の基本計画	平成17年4月
19	四街道市	四街道市都市マスタープラン	平成18年12月	四街道市緑の基本計画	平成18年1月
20	袖ケ浦市	袖ケ浦市都市計画マスタープラン	平成22年3月	袖ケ浦市緑の基本計画	平成11年3月
21	印西市	印西市都市マスタープラン	平成16年3月	印西市緑の基本計画	平成12年11月
22	白井市	白井市都市マスタープラン	平成13年4月	－	－
23	酒々井町	酒々井町都市マスタープラン	平成11年4月	－	－

（千葉県環境生活部調べ）

１．緑地の保全

（１）特別緑地保全地区制度

特別緑地保全地区制度は、都市における良好な自然環境となる緑地を「特別緑地保全地区」として都市計画に定め、建築行為など一定の行為の制限を行うことにより、現状凍結的に保全する制度で、10ha 以上かつ２以上の市町村の区域にわたる場合は県（指定都市にあっては指定都市）が、それ以外の場合は市町村が決定します。

建築行為などを行う場合は、県（市の区域にあっては当該市）の許可が必要となります。

首都圏近郊整備地帯で、国が指定する「近郊緑地保全区域」内においては、県がこれを「近郊緑地特別保全地区」として定めます。

優先対策地域内の指定状況は表３のとおりです。

表３　特別緑地保全地区（平成２４年３月末現在）

	名称	面積ha	指定年月		名称	面積ha	指定年月
特別緑地保全地区				特別緑地保全地区			
千葉市	登戸緑町緑地保全地区	1.10	平成元年1月	松戸市	栗山特別緑地保全地区	2.00	平成20年3月
	都町西の下緑地保全地区	0.70	平成4年5月		矢切特別緑地保全地区	0.80	平成23年3月
	宮崎台緑地保全地区	1.80	平成8年3月	佐倉市	鏑木緑地保全地区	1.90	昭和59年8月
	川戸緑地保全地区	4.10	平成10年8月	柏市	南柏特別緑地保全地区	0.48	平成元年3月
	花島観音緑地保全地区	0.40	平成10年8月		酒井根特別緑地保全地区	0.91	平成20年11月
	柏井特別緑地保全地区	6.20	平成18年10月		箕輪特別緑地保全地区	0.38	平成23年1月
	作草部特別緑地保全地区	0.90	平成18年10月	流山市	松ケ丘特別緑地保全地区	0.30	平成元年3月
	坂月特別緑地保全地区	4.60	平成19年11月	我孫子市	船戸特別緑地保全地区	2.00	昭和57年8月
	長作特別緑地保全地区	4.60	平成20年9月	小計	7市22地区	62.07	
	縄文の森特別緑地保全地区	22.00	平成22年2月	近郊緑地特別保全地区			
	源特別緑地保全地区	4.90	平成22年2月	千葉市	東千葉近郊緑地特別保全地区	61.30	平成元年３月
市川市	平田特別緑地保全地区	0.70	昭和56年3月	市川市	行徳近郊緑地保全地区	83.00	昭和45年8月
	宮久保特別緑地保全地区	0.60	昭和56年3月	小計	2市2地区	144.30	
	子の神特別緑地保全地区	0.70	昭和56年3月	合計	7市24地区	206.37	

（千葉県環境生活部調べ）

（２）緑地保全地域制度

緑地保全地域制度は、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地を「緑地保全地域」として都市計画に定め、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度で、２以上の市町村の区域にわたるものは県（指定都市にあっては指定都市）、それ以外の場合は市町村が計画決定を行います。

建築行為などを行う場合は、県（市の区域にあっては当該市）への届出が必要となります。

現在、優先対策地域内で指定された地域はありません。

（３）地区計画等緑地保全条例

市町村は、地区計画（地区レベルの都市計画）等において、現存する小規模緑地等の区域について保全に関する事項を定め、更に、「地区計画等緑地保全条例」を定めることにより、現状凍結的にこれを保全することができます。

建築行為などを行う場合は、市町村の許可が必要となります。

現在、優先対策地域内では策定されていません。

（４）管理協定制度

管理協定制度は、特別緑地保全地域等の土地所有者と自治体等が協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度です。

これにより、土地所有者の管理の負担を軽減することが可能となります。

優先対策地域内の管理協定締結状況は表４のとおりです。

表４　管理協定締結状況（平成２４年３月末現在）

	地区名称	面積ha	締結主体	指定年月
松戸市	栗山特別緑地保全地区	1.21	松戸市	平成21年9月 平成22年5月 平成23年3月
	矢切特別緑地保全地区	0.41	松戸市	平成23年11月
	合計	1.62		

（千葉県環境生活部調べ）

（５）市民緑地制度

市民緑地制度は、土地所有者等と自治体等が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。

自治体等が管理を行うことにより、土地所有者等の管理の負担を軽減することが可能となります。

優先対策地域の市町の市民緑地の契約締結状況は表５のとおりです。

表５　市民緑地契約締結状況（平成２４年３月末現在）

	名称	概況	面積㎡	設置主体	管理主体
千葉市	小倉自然の森	雑木林	10,502	千葉市	小倉自然の森を育てる会
	おゆみ野の森	雑木林	30,569	千葉市	おゆみ野の森を育てる会
	仁戸名南市民緑地	草地、雑木林	16,648	千葉市	仁戸名南市民緑地の会
	仁戸名月の木市民緑地	草地、雑木林	3,620	千葉市	仁戸名月の木市民緑地の会
	小倉そよ風の森	松林	3,644	千葉市	小倉そよ風の森の会
	さくらぎの森	雑木林	6,799	千葉市	さくらぎの森を守る会
	貝塚憩の森	雑木林	12,769	千葉市	貝塚松風会
	矢作台自然緑地	雑木林	6,189	千葉市	自然緑地を守る会
	欅の森	雑木林	1,317	千葉市	山王中央自治会
	若松みんなの森	雑木林	933	千葉市	若松町北部自治会シニアクラブ
	源四季の森	雑木林	41,196	千葉市	源四季の森を守る会
	若葉の森	草地、雑木林	3,740	千葉市	若葉の森を育てる会
	大宮北の森	雑木林	6,680	千葉市	大宮北の森維持管理委員会
	作新さざなみの森	雑木林	11,907	千葉市	作新漣太鼓
	大宮の森	雑木林	29,144	千葉市	大宮台和楽会／環境維持管理団体
	縄文小倉の森	松林	8,277	千葉市	縄文小倉の森を育てる会
佐倉市	時崎城址市民緑地	雑木地	10,672	佐倉市	土地所有者
	鏑木小路市民緑地	草地	2,488	佐倉市	公益財団法人緑の基金
柏市	南増尾小鳥の森市民緑地	雑木林	4,866	柏市	柏市
	篠籠田市民緑地	雑木林	24,199	柏市	柏市
流山市	向小金ふるさとの森	山林	22,153	流山市	流山市
合計			258,312		

（千葉県環境生活部調べ）

（６）生産緑地制度

生産緑地制度は、市街化区域内の緑地機能等に優れた農地を、市町村が「生産緑地地区」に指定し、建築行為等を規制し、農地として維持する制度です。

優先対策地域の市町の指定状況は表６のとおりです。

表６　生産緑地地区指定状況（平成２４年３月末現在）

		指定地区数	合計面積ha			指定地区数	合計面積ha
1	千葉市	484	112.15	13	八千代市	199	55.43
2	市川市	345	102.20	14	我孫子市	130	27.04
3	船橋市	553	213.09	15	鎌ケ谷市	160	73.47
4	木更津市	85	11.04	16	君津市	25	3.67
5	松戸市	571	152.14	17	富津市	58	12.94
6	野田市	202	35.73	18	浦安市	0	0.00
7	成田市	85	28.99	19	四街道市	79	23.54
8	佐倉市	15	3.89	20	袖ケ浦市	64	8.85
9	習志野市	104	17.43	21	印西市	18	2.58
10	柏市	595	182.98	22	白井市	50	43.05
11	市原市	148	23.26	23	酒々井町	0	0.00
12	流山市	295	86.15	合計		4,265	1,219.62

※印西市、成田市、千葉市、市原市、袖ケ浦市、木更津市、君津市、富津市は優先対策地域外を含む

（千葉県環境生活部調べ）

（７）風致地区制度

風致地区制度は、都市において水や緑などに富んだ良好な自然的景観（風致）を形成している区域のうち、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域を「風致地区」に定め、建築行為など一定の行為の制限を行うことにより、現状凍結的に保全する制度で、10ha 以上かつ２以上の市町村の区域にわたるものの場合は県（指定都市にあっては指定都市）が、それ以外の場合は市町村が指定します。

建設行為などを行う場合は、県又は市町村の許可が必要となります。

優先対策地域の市町の指定状況は表７のとおりです。

表７　風致地区指定状況（平成２４年３月末現在）

	地区名称	面積ha	風致の特徴	指定年月	変更年月
市川市	国府台	596.00	江戸川沿いの自然的風景	昭和13年10月	昭和48年12月
	八幡	54.00	葛飾八幡宮神社とその周辺の住宅地	昭和13年10月	昭和48年12月
	法華経寺	60.00	中山法華経寺とその周辺の住宅地	昭和13年10月	昭和48年12月
	大町	52.00	市川市市営霊園を中心とした風致景観	昭和48年12月	
	梨風苑	7.00	樹林に囲われた住宅地	昭和48年12月	
船橋市	葛飾	95.00	小規模な多くの神社が散在	昭和13年10月	昭和48年2月
	中山競馬場	89.10	中山競馬場を中心とする平坦な台地	昭和13年10月	昭和44年4月
	法典	107.20	森林におおわれた台地	昭和13年10月	昭和60年11月
	滝不動	217.00	不動尊、運動公園、御滝公園、市営霊園などの風致景観	昭和13年10月	昭和48年2月
合計		1,277.30			

（千葉県環境生活部調べ）

（８）保存樹及び保存樹林

保存樹及び保存樹林は、法又は市町村条例等に基づき、樹木又は樹林を保存するため、市町村が指定するものです。

優先対策地域の市町の指定状況は表８のとおりです。

表８　保存樹及び保存樹林の指定状況（平成２４年３月末）

		法に基づく保存樹及び保存樹林			条例等に基づく保存樹及び保存樹林		
		保存樹	保存樹林		保存樹	保存樹林	
		本数	件数	面積㎡	本数	件数	面積㎡
1	千葉市	0	0	0	604	(400)	2,415,000
2	市川市	10	5	21,791	0	0	0
3	船橋市	0	0	0	98	118	909,779
4	木更津市	0	0	0	0	0	0
5	松戸市	0	0	0	128	217	614,781
6	野田市	0	0	0	23	9	59,858
7	成田市	0	0	0	0	0	0
8	佐倉市	0	0	0	42	62	99,722
9	習志野市	0	0	0	15	23	54,327
10	柏市	0	0	0	187	170	748,697
11	市原市	9	2	49,773	394	121	638,325
12	流山市	0	0	0	142	15	59,766
13	八千代市	0	0	0	88	10	32,072
14	我孫子市	0	0	0	224	212	286,713
15	鎌ケ谷市	0	0	0	13	14	48,864
16	君津市	0	0	0	23	6	26,219
17	富津市	0	0	0	0	0	0
18	浦安市	0	0	0	616	0	0
19	四街道市	0	0	0	46	6	8,637
20	袖ケ浦市	0	0	0	201	52	109,278
21	印西市	0	0	0	2	0	0
22	白井市	0	0	0	2	0	0
23	酒々井町	0	0	0	0	0	0
合計		19	7	71,564	2,848	(1,435)	6,112,038

※印西市、千葉市、市原市、袖ケ浦市、君津市は優先対策地域外を含む　※（　）の値は概数

（千葉県環境生活部調べ）

２．緑化の推進

（１）都市公園等の整備

都市公園は、都市公園法に基づき県や市町村が設置する公園や緑地で、表９のとおり分類されます。

表９　都市公園の種類

種類		種別	内　　容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	もっぱら住区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 0.25ha を標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、１近隣住区当たり１か所を面積２ha を標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１住区当たり１か所、面積４ha を標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ１か所当たり面積 10 ～ 50ha を標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ１か所当たり面積 15 ～ 75ha を標準として配置する。
都市林			主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
広場公園			主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において都市の環境の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。
特殊公園			風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
大規模公園	広域公園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに１か所程度面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市		大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全体規模 1,000ha を標準として配置する。
緩衝緑地			大気の汚染、騒音・振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地			主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha 以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地帯がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を 0.05ha 以上とする。
緑道			災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹及び歩行者は自転車路を主体とする緑地で幅員 10 ～ 20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。
国営公園			主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、１か所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置し、国家的に記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備する。

県では、優先対策地域の市町において、表１０の県立都市公園を整備しているところです。

表 10　県立都市公園の整備状況（平成２４年３月末）

所在	名称	公園種別	面積 ha	所在	名称	公園種別	面積 ha
千葉市	羽衣公園	特殊公園	0.6	柏市	柏の葉公園	広域公園	45.0
	青葉の森公園	広域公園	53.7		手賀沼自然ふれあい緑道	緑道	25.1
	スポーツセンター	運動公園	42.6	印西市	北総花の丘公園	総合公園	36.1
	幕張海浜公園	広域公園	68.4		印旛沼公園	総合公園	5.3
船橋市	行田公園	総合公園	11.9	富津市	富津公園	広域公園	97.3

※印旛沼公園は優先対策地域外

優先対策地域の市町の都市公園等の整備状況は表 11 のとおりです。

表 11　市町村別都市公園整備状況（平成２４年３月末現在、県立公園を除く）

		住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園		緩衝緑地等									
		街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		特殊公園		緩衝緑地		都市緑地		広場公園		緑道	
		箇所数	面積㎡	箇所数	面積㎡	箇所数	面積㎡	箇所数	面積㎡	箇所数	面積㎡	箇所数	面積㎡	箇所数	面積㎡	箇所数	面積㎡	箇所数	面積㎡	箇所数	面積㎡	箇所数	面積㎡
1	千葉市	834	1,271,875	63	992,303	9	408,576	6	2,214,674	1	182,151	0	0	10	1,032,265	0	0	68	910,916	15	22,357	2	5,875
2	市川市	324	320,078	11	168,045	3	147,839	1	113,868	2	92,078	0	0	3	58,683	0	0	39	565,409	0	0	0	0
3	船橋市	234	425,000	10	251,700	2	106,000	1	295,800	1	183,000	0	0	0	0	0	0	103	342,400	0	0	0	0
4	木更津市	110	255,200	12	220,600	5	253,900	2	183,500	0	0	0	0	0	0	0	0	30	164,900	0	0	0	0
5	松戸市	186	454,288	13	241,326	1	40,469	1	500,600	1	100,000	0	0	3	40,756	0	0	27	216,122	0	0	0	0
6	野田市	167	198,313	3	66,805	0	0	2	185,029	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1,420,087	0	0	1	38,708
7	成田市	117	186,159	14	373,265	3	143,853	1	171,617	3	398,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	450	135,686
8	佐倉市	162	536,200	7	147,800	2	89,000	1	99,000	1	174,000	0	0	4	275,400	0	0	18	140,500	0	0	1	5,500
9	習志野市	157	194,404	8	137,512	4	154,130	0	0	0	0	0	0	0	0	1	433,885	25	151,983	0	0	11	44,359
10	柏市	453	405,200	14	280,800	3	89,700	2	342,800	0	0	1	450,000	2	80,000	0	0	61	319,300	0	0	35	314,900
11	市原市	246	488,168	24	447,794	5	293,656	1	31,200	0	0	0	0	2	230,857	1	426,709	68	298,306	0	0	1	123,573
12	流山市	248	273,472	4	76,540	1	55,338	0	0	1	150,350	0	0	5	49,031	0	0	50	255,269	0	0	0	0
13	八千代市	186	213,632	10	167,920	1	43,758	1	108,291	1	130,612	0	0	0	0	0	0	56	258,717	0	0	6	2,040
14	我孫子市	169	179,000	8	121,500	3	141,000	0	0	0	0	0	0	2	59,000	0	0	30	937,200	0	0	1	54,500
15	鎌ケ谷市	171	106,288	3	34,712	2	77,692	0	0	1	29,484	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	君津市	72	159,900	8	120,000	1	40,000	0	0	1	130,000	0	0	0	0	2	242,000	3	12,600	0	0	1	12,000
17	富津市	6	11,600	1	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	524,000	0	0	0	0	0	0
18	浦安市	106	165,210	11	187,624	3	143,950	1	132,000	1	181,831	0	0	1	73,200	2	16,842	0	0	0	0	16	154,556
19	四街道市	135	151,225	6	111,602	1	41,322	1	193,000	0	0	0	0	0	0	0	0	15	154,017	0	0	0	0
20	袖ケ浦市	57	119,939	5	79,147	1	56,000	1	25,000	0	0	0	0	1	9,800	18	190,884	83	79,309	0	0	0	0
21	印西市	85	149,442	11	247,810	4	227,331	1	140,645	1	57,097	0	0	0	0	0	0	25	168,652	0	0	0	0
22	白井市	62	105,598	6	135,095	1	37,983	0	0	1	116,045	0	0	0	0	0	0	29	57,344	0	0	0	0
23	酒々井町	27	48,700	0	0	0	0	1	124,000	0	0	0	0	0	0	0	0	2	11,500	0	0	6	4,830
合計		4,314	6,418,890	252	4,619,900	55	2,591,496	24	4,861,024	16	1,924,648	1	450,000	33	1,908,992	25	1,834,320	742	6,464,532	15	22,357	531	896,527

※印西市、成田市、千葉市、市原市、袖ケ浦市、木更津市、君津市、富津市は優先対策地域外を含む

（千葉県環境生活部調べ）

（２）緑化地域制度

緑化地域制度は、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

市町村が都市計画において、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域を「緑化地域」に指定します。

現在、優先対策地域では、緑化地域は指定されていません。

（３）地区計画等緑化率条例制度

地区計画等緑化率条例制度は、市町村が、地区計画等において建築物の緑化率の最低限度を定め、更に、条例でこの最低限度を建築物の新築や増築時の制限として定める制度です。

現在、優先対策地域では、地区計画等緑化率条例は制定されていません。

（４）緑地協定制度

緑地協定制度は、対象区域や緑化内容について土地所有者等が合意により協定を締結する制度で、全員協定（45 条協定）と呼ばれる、既にコミュニティーの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村の認可を受けるものと、一人協定（54 条協定）とよばれる、開発事業者が分譲前に市町村の認可を受けて定め、３年以内に複数の土地所有者等が存在することとなった場合に効力を発揮するものとの２つの種類があります。

優先対策地域の市町における緑地協定締結状況は表 12 のとおりです。

表 12　市町村別緑地協定締結状況（平成２４年３月末現在）

	全員協定（45条協定）		一人協定（54条協定）		合計	
	件数	面積ha	件数	面積ha	件数	面積ha
千葉市	76	374.10	99	241.40	175	615.50
市川市	0	0.00	12	6.46	12	6.46
佐倉市	17	52.76	0	0.00	17	52.76
東金市	3	3.28	2	1.21	5	4.49
柏市	1	33.70	2	1.40	3	35.10
流山市	6	2.35	8	7.33	14	9.68
八千代市	0	0.00	83	85.21	83	85.21
我孫子市	1	45.65	6	15.52	7	61.17
浦安市	1	3.81	0	0.00	1	3.81
印西市	0	0.00	1	1.47	1	1.47
合計	105	515.65	213	360.00	318	875.65

※千葉市、印西市は優先対策地域外を含む

（千葉県環境生活部調べ）

（５）緑化施設整備計画認定制度

緑化施設整備計画認定制度は、市町村が定める緑化地域又は緑化重点地区（緑の基本計画に定められた重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区）内において、限られたスペースを効果的に活用した民間による自発的な緑化の取組を促進するため、建築物の屋上、空地その他の敷地内の緑化施設の整備に関する計画を市町村が認定し、支援する制度です。

現在、優先対策地域では、緑化施設整備計画の認定を受けた事例はありません。

（６）宅地等開発事業における緑化の義務付け

都市計画法では、宅地等の開発事業において、公園・緑地・広場の一定以上の面積を確保することが義務付けられていますが、市町村においては、条例等により、更にこの基準を厳しく設定したり、これに敷地内の植栽や屋上緑化なども含めた緑化施設について別途基準を設定するなど、緑地の創出に努めています。

現在､優先対策地域の市町におけるこれらの基準等の設定状況は表 13 のとおりです。

表 13　宅地等開発事業における緑化基準（平成２４年３月末現在）

			宅地開発等の面積㎡								根拠条例等
			～300	300～500	500～1,500	1,500～3,000	3,000～10,000	10,000～50,000	50,000～100,000	100,000～	
1	千葉市	緑化施設等	10～20%								宅地開発指導要綱指導基準
2	市川市	公園等	－	－	－	－	3～6%以上				市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例
		緑化施設等	－	10%以上	10%以上	10～15%以上	10～20%以上				
3	船橋市	公園等	－	－	1.5%以上		3%以上				船橋市環境共生まちづくり条例
		緑化施設等	－	－	5～20%以上						船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例
4	木更津市	公園等	－	－	－	－	3～4%以上	3～5%以上		5%以上	木更津市宅地開発指導要綱
5	松戸市	公園等	－	－	－	－	6%以上				松戸市における宅地開発事業等に関する条例
		緑化施設等	－	－	5～16%以上						
6	野田市	公園等	－	－	－	－	5～6%以上				野田市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例
		緑化施設等	5～6%以上								野田市宅地開発指導要綱
7	成田市	公園等	－	－	－	－	5%以上				成田市開発行為等の基準に関する条例
8	佐倉市	公園等					3～5%以上				佐倉市開発事業の手続き及び基準に関する条例
		緑化施設等			10%以上						
9	習志野市	公園等	緑地3%以上(努力規定)				3%以上	4%以上	5%以上		習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例
10	柏市	公園等					3～6%以上		6%以上		柏市開発行為等許可基準条例
11	市原市	公園等	－	－	－	－	3～6%以上				都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例
12	流山市	公園等	－	－	－	－	3～6%以上				流山市開発事業の許可基準等に関する条例
		緑化施設等	建蔽空地の5～25%以上又は敷地の15%以上				建蔽空地の20%以上(市街化調整区域は事業区域の15%以上)				
13	八千代市	公園等	－	－	－	－	3～6%以上		6%以上		都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例
14	我孫子市	公園等	－	－	－	－	3～6%以上		6%以上		我孫子市開発行為に関する条例
		緑化施設等	建蔽空地の15～50%以上								我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例
15	鎌ケ谷市	公園等	－	－	－	－	3～6%以上				鎌ケ谷市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例
		緑化施設等	3%以上(住居系)建蔽空地の20～50%以上(非住居系)								鎌ケ谷市みどりの条例、鎌ケ谷市開発指導要綱
16	君津市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	富津市	公園等	－	－	－	－	－	－	別途協議		富津市宅地開発事業指導要綱
18	浦安市	公園等	－	－	－	－	3～5%以上				浦安市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例
		緑化施設等	10～20%								浦安市宅地開発事業等に関する条例
19	四街道市	公園等					5%以上				四街道市開発行為指導要綱
20	袖ケ浦市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	印西市	公園等					3～6%以上		6%以上		都市計画法に基づく開発行為に係る技術的細目の強化等に関する条例
		緑化施設等			5%以上						印西市開発行為等指導要綱
22	白井市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	酒々井町	公園等	－	－	－	－	3%以上	4%以上	5～5.5%以上		酒々井町宅地開発指導要綱

※公園等:公園、緑地又は広場　※緑化施設等:公園等を含め、緑化施設、その他の緑地を広く対象としています。（千葉県環境生活部調べ）
※本表は、各市町の制度の代表的な部分を抜粋したものであり、全体を網羅したものではありません。詳細については各条例等を確認ください。

（７）緑化協定制度

県では、緑地の保全・創造による、公害・災害の防止及び生活環境の維持を目的として、千葉県自然環境保全条例に基づき、一定面積以上の工場、事業場、住宅用地等を対象に、事業者・県・市町村の三者による緑化協定の締結を積極的に進めています。

また、優先対策地域内の市においては、この対象面積以下の工場、事業場、住宅用地等に対しても、独自の条例等により、事業者・市の二者による緑化協定の締結を行っているところもあります。

表 14　緑化協定制度（平成２４年３月末現在）

	対象面積	緑化基準(緑化率)	根拠条例等
県	1ha以上(住宅用地10ha以上)	10～20%以上	千葉県自然環境保全条例
千葉市	500㎡以上	10～20%以上	千葉市工場等緑化推進要綱
市川市	500㎡以上	15～20%以上	市川市環境保全条例
船橋市	500㎡以上	3～21%以上	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例
成田市	0.3ha以上	10～20%以上	成田市緑化推進指導要綱
佐倉市	0.3ha以上(住宅用地1ha以上)	10～20%以上	佐倉市緑化要綱
習志野市	0.1ha以上	15%以上	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例 習志野市工場緑化推進要綱
柏市	500㎡以上	5～30%以上	柏市緑を守り育てる条例
市原市	0.3ha以上	10～50%以上	市原市緑の保全および推進に関する条例
八千代市	500㎡以上	10～20%以上	八千代市緑化推進指導要綱
鎌ケ谷市	500㎡以上	－	鎌ケ谷市みどりの条例
富津市	500㎡以上		環境の保全に関する協定等の締結に関する指導要綱
浦安市		10～20%以上	浦安市宅地開発事業等に関する条例
袖ケ浦市	0.3ha以上	10～20%以上	袖ケ浦市緑の保全及び推進に関する条例

（千葉県環境生活部調べ）

表 15　緑化協定締結状況（平成２４年３月末現在）

		三者協定		二者協定	
		件数	緑地面積㎡	件数	緑地面積㎡
1	千葉市	116	1,951,249	728	704,102
2	市川市	64	318,877	12	25,108
3	船橋市	1	1,045	93	43,377
4	木更津市	0	0	0	0
5	松戸市	0	0	0	0
6	野田市	0	0	0	0
7	成田市	17	103,995	118	82,719
8	佐倉市	二者・三者合計		57	662,228
9	習志野市	36	342,646	79	141,197
10	柏市	43	351,138	845	539,857
11	市原市	76	2,891,533	52	10,736,429
12	流山市	1	6,200	0	0
13	八千代市	38	315,355	436	134,893
14	我孫子市	0	0	0	0
15	鎌ケ谷市	0	0	0	0
16	君津市	21	1,357,117	0	0
17	富津市	0	0	0	0
18	浦安市	47	不明	84	不明
19	四街道市	0	0	0	0
20	袖ケ浦市	0	0	115	261,607
21	印西市	0	0	0	0
22	白井市	4	14,367	0	0
23	酒々井町	2	5,915	0	0

（千葉県環境生活部調べ）

（８）屋上壁面緑化助成

優先対策地域の市町における、個人や事業者が行う屋上・壁面緑化等への助成は表16,17のとおりです。

表 16　屋上壁面緑化助成制度（平成２４年４月現在）

	助成対象	対象費用	助成額
千葉市	中心市街地内の商業地域又は近隣商業地域において、敷地面積が500m2以上の建物に対する3m2以上の屋上又は壁面緑化	①樹木等の植栽手間 ②土壌及び樹木等の購入費 ③緑化に係る基盤整備及び灌水施設の工事費 ④付随する諸経費等	次のいずれか少ない額 ①経費の合計額の1/2 ②屋上緑化２万円/m2 壁面緑化１万円/m2 ③１件あたり５０万円
市川市（市川市緑の基金）	3m2以上の屋上緑化事業	①緑化区間の造成、屋上又はベランダの防水及び灌水施設の設置の工事に要する費用 ②土壌、樹木等の購入に要する費用 ③植栽に要する費用	次のいずれか少ない額 ①経費の合計額の1/2 ②樹木緑化３万円/m2 芝等緑化０．５万円/m2 ③１件あたり５０万円
	1m2以上のベランダ緑化事業		次のいずれか少ない額 ①経費の合計額の1/2 ②１万円/m2 ③１件あたり２０万円
	壁面緑化事業	①樹木の購入に要する費用 ②植栽及び土壌の改良に要する費用 ③フェンス等の設置に要する費用	次のいずれか少ない額 ①経費の合計額の1/2 ②０．５万円/m2 ③１件あたり１０万円
（柏市緑の基金）柏市	屋上緑化	①植栽基盤造成 ②土壌購入 ③植物等購入植栽 ④灌水設備整備	次のいずれか少ない額 ①対象経費の1/2 ②１件あたり１０万円
	壁面緑化事業	①壁面緑化施設設置 ②土壌購入 ③植物等購入植栽 ④灌水設備整備	次のいずれか少ない額 ①対象経費の1/2 ②１件あたり１０万円

（千葉県環境生活部調べ）

表 17　その他緑化助成制度（平成２４年３月末現在）

	助成対象	対象費用	助成額
市川市 （市川市緑の基金）	生垣の設置	①生垣設置費 ②ネット・フェンス設置費 ③既存ブロック塀等の撤去費　　等	１ｍ当り２万円 （既存ブロック塀等の撤去費を含む）
船橋市	町会・自治会の草花植栽事業	①草花の苗、客土・肥料購入費 ②鉢・プランター、ブロック・レンガ外柵購入費	対象経費の1/2以内 １団体20万円以内
松戸市 （松戸みどりと花の基金）	生垣の設置	生垣設置費	対象経費の1/3 （ただし１ｍ当り４千円を限度）
柏市	花壇	①花壇設置 ②植物等購入植栽 ③灌水設備整備	対象経費の1/2以内 限度額10万円
		ブロック塀等の撤去	撤去経費の1/2 限度額１ｍ当り7万5千円
	生垣（ブロック塀等から生垣にする場合に限る）	生垣設置費	１ｍ当り4千円を限度とし、最高10万円まで
市原市緑化基金	住宅用地内の生垣の新設及びこれに伴うブロック塀等の撤去	生垣新設に要する費用	１ｍ当り2千円 限度額１件当り5万円
		ブロック塀等の撤去に要する費用	１ｍ当り2.5千円 限度額１件当り5万円
市原市（市との協定に基づく助成）	樹林の保存（面積1000㎡以上、樹齢概ね20年以上）	管理費用	年額6円／㎡
	美観風致を維持する樹木の保存	管理費用	（市街化区域内） 年額5千円／本 （市街化区域外） 年額3千円／本
流山市	接道部の生垣設置	樹木設置工事費（又は樹木購入費）	次のいずれか少ない額 ①対象経費の1/2 ②１ｍ当り4千円 ③１件当り3～5万円
鎌ケ谷市	緑化協定に基づく緑化推進事業	緑化協定区域の緑化に要した費用	対象経費の1/2 限度額年30万円
君津市	生垣の設置	生垣設置費用	１ｍ当り2千円 限度額１件当り4万円
		ブロック塀等の撤去に要する費用	１ｍ当り2.5千円 限度額１件当り4万円
浦安市	生垣の設置	生垣設置費用	１ｍ当り8千円 限度額１件当り16万円
		ブロック塀等の撤去に要する費用	１ｍ当り1万円 限度額１件当り10万円
四街道市	生垣の設置	生垣設置費用	１ｍ当り1.5千円 限度額１件当り3万円
		ブロック塀等の撤去に要する費用	１ｍ当り2千円 限度額１件当り3万円
袖ケ浦市	生垣の設置	生垣設置費用	１ｍ当り2千円 限度額１件当り5万円
		ブロック塀等の撤去に要する費用	１ｍ当り2.5千円 限度額１件当り5万円
	保存樹林・樹木（市との協定に基づく）	管理費用	樹林　年額3円/㎡
			樹木　年額1千円/本

（千葉県環境生活部調べ）

（９）公共施設・用地等の緑化

公共施設の敷地や屋上・壁面緑化、道路における街路樹の整備なども適宜進めているところです。

また、優先対策地域の市町の一部では、小学校などの校庭の緑化も進めています。

（浦安市立東小学校校庭）

（船橋市立豊富小学校校庭）

（１０）事例紹介（流山市グリーンチェーン戦略）

流山市では、各種開発事業における緑化の取組や個人の生垣整備等を支援し、これらの取組を連鎖させることにより、緑豊かな街全体の環境価値の創造やヒートアイランド現象の効果的な抑制を図った「流山市グリーンチェーン戦略」を推進しています。

本戦略では、事業者や個人の申請に基づき、次の７つの指標により市が認定を行っています。

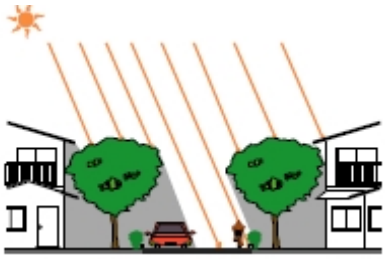

指標１　道路表面の温度上昇抑制

指標２　敷地間通風の確保

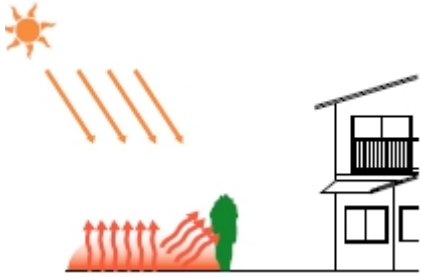

指標３　道路面からの放射熱侵入抑制

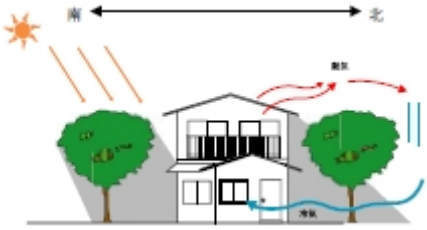

指標４　敷地内地表面及び建物外壁の温度上昇抑制

指標５　排熱とＣＯ$_2$排出の抑制　指標５　住戸断熱性能の確保　指標７　住戸内通風の確保

条件を満たした事業には認定書が発行され、認定マークの使用が認められます。

「流山市グリーンチェーン認定マーク」

また、認定を受けた事業に対しては、市内金融機関からの融資の金利優遇や生垣補助の限度額拡大などの支援が受けられます。

平成２４年３月末現在では１０８事業がこの認定を受けています。

第２　省エネの推進

１．地球温暖化対策地方公共団体実行計画

ヒートアイランド対策のみならず、省エネの推進は、地球温暖化対策として温室効果ガス（二酸化炭素等）排出量削減に必要なものとなっています。

県や市町村は「地球温暖化対策の推進に関する法律」で「地方公共団体実行計画」を策定するものとされており、省エネの推進方策についてもここで計画されているところです。

「地方公共団体実行計画」は「事務事業編」と「区域施策編」に大別されます。

（１）地方公共団体実行計画（事務事業編）

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画で、法 20 条の 3 第 1 項により全ての自治体に策定義務があります。

県では、千葉県庁エコオフィスプラン（第２次千葉県地球温暖化防止対策実行計画）により、県自らの事務・事業に対して、電気使用量・燃料消費量の削減などの省エネを含む温室効果ガス削減対策を、目標を設定し定めているところです。

優先対策地域の市町における計画の策定状況は表 18 のとおりです。

表 18　地方公共団体実行計画（事務事業編）策定状況（平成２４年３月末現在）

		計画名称	策定年月	計画期間
1	千葉市	千葉市地球温暖化対策実行計画	平成24年3月	３年間
2	市川市	市川市地球温暖化対策実行計画	平成18年4月	平成18～22年度
3	船橋市	船橋市地球温暖化対策実行計画 （第３次ふなばしエコオフィスプラン）	平成23年3月	平成22～26年度
4	木更津市	木更津市地球温暖化対策実行計画	平成13年3月	～平成24年度
5	松戸市	第２次松戸市役所地球温暖化防止実行計画	平成23年4月	平成23～27年度
6	野田市	野田市地球温暖化対策実行計画	平成19年4月	５年間
7	成田市	第２次成田市環境保全率先実行計画	平成20年3月	平成20～24年度
8	佐倉市	－	－	－
9	習志野市	習志野市地球温暖化防止実行計画	平成21年10月	平成21～24年度
10	柏市	柏市エコアクションプラン	平成17年5月	平成20～24年度
11	市原市	市原エコ・オフィスプラン【2009～2012】	平成21年3月	平成21～24年度
12	流山市	ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画	平成22年3月	平成22～26年度
13	八千代市	八千代市率先実行計画	平成11年9月	平成23～27年度
14	我孫子市	あびこエコ・プロジェクト３	平成24年3月	平成23～27年度
15	鎌ケ谷市	鎌ケ谷市地球温暖化対策実行計画	平成18年4月	平成18～22年度
16	君津市	君津市地球温暖化対策実行計画	平成14年3月	５年間
17	富津市	－	－	－
18	浦安市	第３次浦安市公共施設における地球温暖化対策実行計画	平成23年9月	平成23～28年度
19	四街道市	四街道市地球温暖化防止実行計画	平成14年3月	５年間
20	袖ケ浦市	袖ケ浦市地球温暖化対策実行計画	平成13年3月	５年間
21	印西市	庁内エコプラン	平成20年3月	～平成24年度
22	白井市	白井市地球温暖化防止対策実行計画	平成22年3月	４年間
23	酒々井町	酒々井町地球温暖化防止実行計画	平成22年3月	平成22～26年度

（２）地方公共団体実行計画（区域施策編）

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、その区域の、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等の施策についての計画で、法 20 条の 3 第 3 項により都道府県、政令指定都市、中核市及び特例市において策定義務があり、法 20 条第 2 項によりその他の市町村も策定に努めることとされています。

県では、千葉県地球温暖化防止計画により、家庭や事業者のエネルギー・燃料使用量の削減などの省エネを含む温室効果ガス削減対策を、目標を設定し定めているところです。

また、優先対策地域の市町における計画の策定状況は表 19 のとおりです。

表 19　地方公共団体実行計画（区域施策編）策定状況（平成２４年３月末現在）

	計画名称	策定年月	計画期間
千葉市	千葉市地球温暖化対策実行計画	平成24年3月	３年間
市川市	市川市地球温暖化対策推進プラン	平成21年3月	平成21～28年度
船橋市	船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	平成24年3月	～平成62年度
松戸市	松戸市地球温暖化対策地域推進計画 （松戸市減ＣＯ２大作戦）	平成21年3月	平成20～62年度
佐倉市	佐倉市地球温暖化対策地域推進計画	平成20年3月	平成20～29年度
習志野市	習志野市地球温暖化対策地域推進計画	平成21年6月	平成21～24年度
柏市	柏市地球温暖化対策計画	平成20年3月	平成20～24年度
市原市	市原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） ～いちはらエコ・チャレンジプラン～	平成24年3月	平成24～32年度
流山市	ストップ温暖化！ながれやま２０⇒２０プラン	平成22年3月	平成22～32年度
鎌ケ谷市	鎌ケ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）	平成22年3月	平成22～62年度

２．省エネ法による建築物の省エネ措置

床面積 300 ㎡以上の建築物の新築、増改築等を行う場合は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき県又は市への届出が必要となっています。

県や市では届出にあたって、以下の省エネ措置について指導を行っています。

【省エネ措置】

① 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止
② 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用
③ 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用
④ 照明設備に係るエネルギーの効率的利用
⑤ 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用
⑥ 昇降機に係るエネルギーの効率的利用

また、届け出た内容に関する維持保全状況についても定期報告が必要となっています。

３．ＥＳＣＯ事業の率先導入

ＥＳＣＯ事業(Energy Service Company)とは、ＥＳＣＯ事業者が、ビルや工場などの顧客に省エネ化に必要な、技術・設備・人材・資金などすべてを包括的に提供し、これにより実現した経費削減分から一定額を報酬として受け取るものであり、省エネを推進するための手法として期待されています。

県では、柏市にある「さわやかちば県民プラザ」において平成 20 年４月から運用を開始したところです。

また、優先対策地域の市町における導入状況は表 20 のとおりです。

表 20　ＥＳＣＯ事業導入状況（平成２４年３月末現在）

	対象施設	事業開始年月
佐倉市	中央公民館	平成22年8月
流山市	保健センター	平成24年4月
	市役所、図書・博物館、福祉会館（赤城、思井、江戸川台、駒木台、向小金）	平成25年4月
浦安市	浦安市総合体育館	平成21年4月

第３　人工被覆の高反射化

高反射性塗料の利用についてはまだ試験的な状況ですが、優先対策地域の市町において一部導入が行われています。

建物の屋上面への高反射性塗料の塗布については、市川市北消防署や船橋市立医療センターで行われており、遮熱性舗装については千葉市や鎌ケ谷市の数か所で導入されています。